

鳥取市公共施設再配置推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鳥取市公共施設再配置基本計画に基づき、公共施設の再配置を推進するための具体の手法を検討するため、鳥取市公共施設再配置推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、検討結果を市長に提言する。

- (1) 公共サービスの維持向上を前提とした更新経費削減に向けた効果的な手法に関する事。
- (2) 廃止施設の利活用や除却に関する事。
- (3) その他鳥取市が保有する公共施設の総量圧縮を実現するために必要な事。

(組織)

第3条 委員会は、ファシリティマネジメント、地方公会計、建築、まちづくり等の専門的な知識を有する専門家及び行政職員代表の7名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、構成員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要と認めた場合には、関係者に対して、資料の提出及び委員会への出席を求めることができる。
- 5 委員長が必要と認める場合は、委員は、ビデオ会議その他これに類する方法で会議に出席することができる。
- 6 委員会の委員に対し、会議1回につき5,000円の報償費を支払うものとする。

(会議の非公開)

第7条 会議は、自由な発言を担保するため非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部資産活用推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

鳥取市公共施設再配置推進委員会
委員名簿

分野	委員名	所属	役職
ファシリティマネジメント	南 学	東洋大学	客員教授
地方公会計	上鶴 久恵	神戸市	ファシリティマネジメント推進担当
建築	赤山 涉	鳥取県建築士会	副会長
学識経験者	長曾我部 まどか	鳥取大学	助教
学識経験者	張 漢賢	公立鳥取環境大学	教授
行政代表	羽場 恭一	鳥取市	副市長
行政代表	岸本 吉弘	鳥取市	副教育長

事務局名簿

	氏名	所属	役職
事務局	浅井 俊彦	総務部	総務部長
	戸田 昭弘	資産活用推進課	課長
	福井 一郎	資産活用推進課	課長補佐
	西垣 宏史	資産活用推進課	施設経営係長
	田中 慎一郎	資産活用推進課	施設経営係主任
	横尾 賢二	教育総務課	課長
	河上 大輔	教育総務課	学校施設係長